

集合住宅（アパート等）の可燃ごみの有料指定袋使用について

○可燃ごみの出し方・収集方法等の現状

① 無料指定袋（現行指定袋）の使用状況

集合住宅ごみ収集業者への聴き取りの結果、約 50%の使用状況と回答したところが殆ど。100%使用が 1 社。

② 料金体系

事業者収集のため、処理施設の搬入手数料を負担。

③ 家庭ごみ収集であるのに既に有料である理由

集合住宅等については、自治会に未加入であったり、また、本市のごみステーション設置基準を満たさないなどの理由で、市が収集することが困難なところが存在する。

このような場合、当該集合住宅の住民が市の処理施設に直接搬入するか、収集運搬許可業者による収集（直接搬入を業者委託する）を選択することとなる。従って、処理施設へ直接搬入した場合の手数料が必要となる。

○有料指定袋使用義務化による課題

・前回（第 61 回）の審議会では、家庭ごみを直接搬入する場合は、有料指定袋の導入に伴い、処理手数料二重取り防止の観点から、指定袋の使用は義務付しないのが妥当。また、ステーション排出分が有料となれば、10 kg 以下無料枠を廃止とすることが妥当とのご意見をいただいた。

・集合住宅の住民に有料指定袋の使用を義務付けると、上記との整合がとれない。

・また、集合住宅の場合は、業者契約等の事情から現状プラスチック製容器包装の分別がされておらず、また収集運搬業者の負担（収集回数が増える）から、今後設けることも困難と考えられるため、有料指定袋導入に伴う資源化促進が難しい。

○有料指定袋使用義務化なしの際の課題

・集合住宅の可燃ごみを直接搬入分として整理できる反面、現状で指定袋を使用している集合住宅の住民にとっては、今後有料となる指定袋を使用しなくて済むことから、ごみ減量の動機付けがなくなる。